FTSE 米国債 STRIPS 元本 25 年超インデックス(投信基準)

v1.0



目次

セクション 1 はじめに	3
セクション2 管理責任	4
セクション 3 FTSE Russell インデックス・ポリシー	5
セクション 4 計算前提と組入基準	7
セクション 5 計算方法	9
付録 A 追加情報	12

はじめに

1. はじめに

- 1.1 この文書は、FTSE 米国債 STRIPS 元本 25 年超インデックス(投信基準)の構築と管理の基本ルールを定めたものです。この基本ルールは、FTSE Fixed Income LLC (FTSE) から入手できます。
- 1.2 FTSE 米国債 STRIPS 元本 25 年超インデックスは、残存期間が 25 年以上である米国債 STRIPS 元本証券のパフォーマンスを測定する指標です。
- 1.3 FTSE 米国債 STRIPS 元本 25 年超インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。

1.4 FTSE Russell

FTSE Russell は、FTSE International Limited、Frank Russell Company、FTSE Global Debt Capital Markets Limited (およびその子会社 FTSE Global Debt Capital Markets Inc. および FTSE Fixed Income Europe Limited)、FTSE Fixed Income LLC、FTSE (Beijing) Consulting Limited、Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited、Refinitiv Limited および Beyond Ratings の商標です。

- 1.5 FTSE Russell は、FTSE Russell のコントロールが及ばない外部要因を含む様々な要因において、当インデックスの変更、中断、中止が余儀なくされる場合があること、また、当インデックスを参照するインデックス・ファンドなどの投資商品や諸契約は、当インデックスの変更、中断、中止に耐え得るか、その可能性に対応できるものであるべきことを、当インデックス利用者に対し表明するものです。
- 1.6 本インデックスに追随する運用を行うユーザー、または本インデックスに追随する商品を購入するユーザーは、自己資金、あるいはクライアントの資金で投資をする前に、当インデックスのルールに沿ったメソドロジーの価値を評価し、独立した立場にある者の助言を受けてください。FTSE Russell は、以下の事項に係わるいかなる過失・その他の結果として生ずるいかなる者が被る一切の損失、損害、請求、費用に関し一切の責任を負いません。
 - 当基本ルールに対する依存
 - 当基本原則の誤りまたは不正確さ
 - 当基本原則に記載されている方針または手続きの不適用、誤用
 - インデックスおよび構成銘柄情報作成時における誤謬または不正確さ

FTSE Russell 3 of 13

管理責任

2. 管理責任

- 2.1 FTSE Fixed Income LLC (FTSE)
- 2.1.1 FTSE は、このインデックス・シリーズのベンチマーク管理者です1。
- 2.1.2 FTSE は、FTSE 米国債 STRIPS 元本 25 年超インデックス(投信基準)の日次計算、構築、運用の責任を負い、次の業務を行います。
 - インデックスを構成する全銘柄のウェイトの記録を保管する
 - 基本ルールに従って、銘柄入替えとそのウェイト変更を行う
 - 基本ルールに従って、インデックス シリーズの定期的なレビューを行い、その結果によって必要な変更を 行う
 - インデックスを配信する

2.2 基本ルールの改定

- 2.2.1 基本ルールが指標シリーズの目的を最も適切に反映することができるよう、同ルールは FTSE Russell による 定例見直し(少なくとも年 1 回)の対象になります。基本ルールの大幅な改訂の提案につきましては、FTSE Russell Advisory Committee および必要に応じその他の利害関係者との協議に付されます。FTSE Russell Index Governance Board は、これらの協議結果を踏まえ、改訂の承認を判断します。
- 2.2.2 FTSE Russell Fixed Income Indexes の Statement of Principles に規定のとおり、基本ルールに言及されていない、または具体的かつ明確に規定されていない事項について FTSE Russell が決定を下す場合、Statement of Principles に則って実際的な決定を行うものとします。上記の様な決定が行われた場合、FTSE Russell はその決定内容を速やかに公表します。また、上記の取扱いが、基本ルールの例外、変更、将来の前例などと見做されない場合においても、FTSE Russell は、基本ルールをより明確な規定にするための改訂が必要かどうかを検討します。

FTSE Russell 4 of 13

^{1 1} 本文書で管理者/アドミニストレーターという言葉は、金融商品と金融契約のベンチマークとして用いられる指標、または投資資金のパフォーマンス測定を行うことに関する、2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制(欧州連合) 2016/1011 (欧州ベンチマーク規制) および 2019 年付けベンチマーク (改正および経過規定) (EU 離脱)規則(英国ベンチマーク規制)における定義と同義で使用されます。FTSE Fixed Income LLC は、欧州ベンチマーク規則の第 51 条(5) に含まれる第 3 国の経過規定及び英国ベンチマーク規則の第 42 条(5) により改正された第 3 国の経過規定に基づき、インデックス シリーズを管理し ています。

FTSE Russell インデックス・ポリシー

3. FTSE Russell インデックス・ポリシー

- 3.1 インデックスの基本ルールは、以下のリンクからご覧いただけるインデックス方針ドキュメントと併せてご参照ください。
- 3.2 FTSE Fixed Income Indices Ø Statement of Principles (Statement of Principles)

インデックスは市場の変化に対応する必要がある一方、基本ルールはすべての事態を予測することはできません。基本ルールが特定の事象または変化を十分にカバーしていない場合、FTSE Russell は、FTSE 債券インデックスに対する FTSE Russell の基本的考え方をまとめた原則声明 (Statement of Principles) を参照して適切な取り組みを決定します。原則声明 (Statement of Principles) は毎年見直され、 FTSE から提案された変更事項は FTSE Russell インデックス諮問委員会によって議論され、最終的には FTSE Russell の Product Governance Board により承認されます。

Fixed Income Indices の原則声明 (Statement of Principles) は、次のリンクからご覧いただけます。

Statement_of_Principles_Fixed_Income_Indices.pdf

3.3 お問い合わせと苦情

FTSE Russell への苦情申し立て手続きは、次のリンクをご参照ください。

Benchmark Determination Complaints Handling Policy.pdf

3.4 再計算方針とガイドライン

債券インデックスの再計算方針とガイドラインは、以下の FTSE Russell のウェブサイトでご覧になるか、 E メールで fi.index@lseg.com までお問い合わせください。

Fixed Income Recalculation Policy and Guidelines.pdf

- 3.5 ベンチマークのメソドロジーの変更のポリシー
- 3.5.1 ベンチマーク構築のメソドロジー変更についてのポリシー詳細は、次のリンクをご参照ください。

Policy for Benchmark Methodology Changes.pdf

- 3.6 FTSE Russell ガバナンスのフレームワーク
- 3.6.1 これらインデックスの監督にあたり、FTSE Russelでは、プロダクト、サービス、テクノロジーの管理を 行うガバナンス・フレームワークを採用しています。このフレームワークには、ロンドン証券取引所グル ープが規定する3つのディフェンス・ラインによるリスク管理フレームワークが組み込まれており、金融

FTSE Russell 5 of 13

FTSE 米国債 STRIPS 元本 25 年超インデックス(投信基準) v1.0, July 2024

ベンチマークの IOSCO 原則²、欧州ベンチマーク規制³および英国ベンチマーク規制⁴に準拠するように設計されています。FTSE Russell ガバナンス・フレームワークの詳細は、次のリンクをご参照下さい。

FTSE_Russell_Governance_Framework.pdf

FTSE Russell 6 of 13

 $^{^2\,}$ IOSCO Principles for Financial Benchmarks Final Report, FR07/13、2013 年 7 月

³ 有価証券および金融契約、また投資ファンドのパフォーマンス測定にベンチマークとして使われるインデックスにおける 2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制(欧州連合) 2016/1011

⁴ ベンチマーク (改正および経過規定) (EU離脱)規則 2019

計算前提と組入基準

4. 構成と設計基準

- 4.1 FTSE 米国債 STRIPS 元本 25 年超インデックス(投信基準、以下「本インデックス」とする)は、米国債 STRIPS 元本部分で残存期間が 25 年を超える債券のパフォーマンスを測定する指標です。
- 4.2 本インデックスは、日本の投資信託のパフォーマンス評価のベンチマークとなるよう設計されており、算 出方法は投資信託協会の評価基準に準拠しています。
- 4.3 日本の投資信託(JIT)の設計基準と計算の前提についての詳細は、以下のリンクからアクセスできる FTSE 債券インデックス・ガイドを参照してください

FTSE Fixed Income Index Guide

4.4 FTSE 米国債 STRIPS 元本 25 年超インデックス(投信基準)の設計基準と計算の前提

クーポン	ゼロクーポン	
最低残存期間	25 年	
最低残存金額	規定なし。ただし、残存が 50 億米ドル以上の固定利付債の元本、利札に限る	
構成銘柄	FTSE 米国債インデックスの構成銘柄から派生された STRIPS の元本部分	
ウェイト	時価総額	
リバランス	月次更新(月末時点)	
キャッシュフロー の再投資	月次のインデックス・トータルリターン計算において、月中に発生した元本償還によるキャッシュフローの再投資は行いません。	
価格ソース	LSEG D&A (Refinitiv)	
為替	MUFG 銀行が公表する東京時間午前 10 時の対顧客電信仲値 (TTM) ⁵	
算出頻度	日次	
受渡日	月次:暦上の月末 日次:当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする	
採用銘柄決定日	翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年のプロファイル決定日はウェブサイトにて公表	
基準日	2006年12月31日	

FTSE Russell 7 of 13

 $^{^5}$ MUFG 銀行による TTM の公表が利用できない場合は WM/R 外国為替ベンチマークの値を使用します。

4.5 為替レート

- 4.5.1 東京時間午前 10 時の MUFG 銀行対顧客電信仲値 (TTM) を使用しますが、MUFG 銀行の TTM が利用できない場合は WM/R 外国為替ベンチマークによる値で代替します。
- 4.5.2 稀に日本政府が為替介入を実施する場合があります。月の最終営業日の午前 10 時の TTM 公表後に為替介入が 実施され、MUFG 銀行が正式に TTM を修正し、かつ、この為替レートの変動が当該指数の計算に過大な影響が見 られる場合、弊社は修正後の TTM を用いて、月の最終営業日のリターンおよび月次リターンに対して修正を行うこ とがあります。

4.6 過去の改変

- 4.6.1 本インデックスの構築は FTSE 米国債 STRIPS インデックスに準拠しています。この指数の改変の履歴につきましては、FTSE 債券インデックス・ガイドをご参照ください。
- 4.7 FTSE 米国債 STRIPS 元本 25 年超インデックス(投信基準)のティッカー

Ticker	Index
CFIISP25	FTSE 米国債 STRIPS 元本 25 年超インデックス(投信基準、円ベース)
CFIISP2C	FTSE 米国債 STRIPS 元本 25 年超インデックス(投信基準、円ヘッジ・円ベース)

FTSE Russell 8 of 13

5. 計算方法

5.1 時価総額の計算方法

5.1.1 計算式には下記の表記が用いられています。UST および UST-JIT の表記は米国債 STRIPS 元本インデックスの 各銘柄の通常の計算方法6および投信基準(JIT)をそれぞれ意味しています。

Notation	
t	分析日
m	分析月
е	前月最終営業日
P_UST	米国債クリーン価格
A_UST	米国債経過利息
P_USTJIT	UST-JIT クリーン価格
A_USTJIT	UST-JIT 経過利息
UST_PAR	UST 元本金額
UST_MODDUR	UST 修正デュレーション
UST_RORP	UST 日次元本収益率
UST_MTDRORP	UST 月初来元本収益率
UST_MTDRORI	UST 月初来利金収益率
UST_HGAMT	UST へッジ額
USTJIT_RORP	UST-JIT 日次元本収益率
USTJIT_MTDRORP	UST-JIT 月初来元本収益率
USTJIT_MTDRORI	UST-JIT 月初来利金収益率
USTJIT_MTDRORT	UST-JIT 月初来総合収益率
USTJIT_HGAMT	UST-JIT ヘッジ額

5.1.2 UST では、当月のインデックス・プロファイルの時価総額を、インデックスの全構成銘柄について前月最終営業日の価格と経過利息を使用して計算されます。UST-JIT の場合、前営業日の価格が適用されます。

FTSE Russell 9 of 13

_

⁶ 投信基準ではない標準的なインデックスの計算方法につきましては、FTSE 債券インデックス・ガイドをご参照ください。

 $USTJIT_MKV(m) = (P_USTJIT(m) + A_USTJIT(m)) \times UST_PAR(m) = (P_UST(e-1) + A_UST(e)) \times UST_PAR(e) = (P_UST(e-1) + A_UST(e-1) + A_UST(e-$

5.1.1 市場価格を日本円に換算する際に使用されるスポット為替レートは、三菱 UFJ 銀行が提供する電信送金仲値(TTM)レートです。

- 5.2 収益率の計算
- 5.2.1 収益率は前日の元本リターンと当日の利金収入を修正することによって算出されます。
- 5.3 米ドル建て月初来リターン
- 5.3.1 ステップ 1: 第1営業日の元本収益率を計算

UST-JIT の構成銘柄の初日の元本収益は、UST-JIT の計算全体で使用されるため、最初に計算されます。 UST/UST-JIT の既存債券については、初日の元本収益は、月末前の最後の2営業日のUST 価格と経過利息を 使用して計算されます。

$$USTJIT_RORP(1) = \frac{P_UST(e)-P_UST(e-1)}{P_UST(e-1)+A_UST(e)} \times 100$$

UST/UST-JIT に新たに追加された債券については、初日の元本収益をそれぞれ最も近い WAL(加重平均残存期間)を持つ債券の UST-JIT 元本収益に基づいて計算します。これらの UST-JIT 元本収益は、修正デュレーションの差を反映するためにデュレーション比率で調整されます。

$$USTJIT_RORP(1) = USTJIT_RORP_{CLOSEST(1)}X \left(\frac{UST_MODDUR(m)}{UST_MODDUR_{CLOSEST(m)}} \right)$$

5.3.2 ステップ 2: 月初来元本収益率を計算

月初来の元本収益率は、前日の WGBI_MTDRORP と第 1 営業日の WJIT_RORP のリターンを累積して複利で計算します。これは、すべての有価証券の価格を 1 日ずらすことに相当します。

$$USTJIT_MTDRORP(t) = USTJIT_RORP(1) + UST_MTDRORP(t-1)x \left[1 + \left(\frac{USTJIT_RORP(1)}{100} \right) \right]$$

5.3.3 ステップ 3: 月初来利金収益率を計算

月初時点の当月市場価値に基づいて月初来収益利回りを計算し、営業日初日の元本収益で調整します。

$$USTJIT_MTDRORI(t)=UST_MTDRORI(t)x\left[1+\left(\frac{USTJIT_RORP(1)}{100}\right)\right]$$

5.3.4 ステップ 4: 月初来総合収益率を計算

月初来総合収益率は、月初来の元本収益率と利金収益率を合計して算出されます。

- 5.4 円建ての月初来総合収益率
- 5.4.1 UST-JIT では WGBI と同一の算出方式を用いて米ドル建て収益率から円ベース収益率を計算します。その際に用いる為替レートは MUFG 銀行の TTM とします。TTM が利用できない場合は、WMR レートが使用されます。

$$USTJIT_MTDRORT(t)_{JPY} = \left\{ \left[1 + \left(\frac{USTJIT_MTDRORT(t)_{LCL}}{100} \right) \right] \times \left[1 + \left(\frac{CRCY_RTN(t)_{TTM}}{100} \right) \right] - 1 \right\} \times 100$$

- 5.5 所用ヘッジ額の計算
- 5.5.1 UST-JIT で用いられるヘッジ額の計算は、FTSE 債券インデックス・ガイドに定義されている標準的なインデックスの手法に従います。

FTSE Russell 10 of 13

- 1. 当該債券の額面から減債資金の返済、コール、期限前償還などの額を控除します。
- 2. 上記で減らした残高と、期末までこれらを再投資して得られる金額を合計します。
- 3. 期間中に支払われる利息と再投資収入を合計します。
- 4. 月初の利回りが不変という前提で、期末日を決済日として算出された債券価格と経過利子より債券の時価総額 を計算します。
- 5. これらの金額(2、3、4)の合計が先渡為替取引によりヘッジされる想定金額となります。
- 6. 「所用へッジ額」は、先渡為替レートで基準通貨に換算され、期末時点における為替ヘッジ・ベースの価値の主要部分を構成します。

ステップ4において、UST-JIT の月初利回りは月末前営業日の UST 利回りとなります。UST に新たに追加された債券においては、初営業日の UST -JIT 元本収益で調整された UST ヘッジ額に基づいて UST-JIT のヘッジ額を計算します。

 $USTJIT_HGAMT_{(t)} = UST_HGAMT_{(t)} / [1 + (USTJIT_RORP_{(1)} / 100)]$

5.6 円ヘッジ・ベースの月初来収益率

5.6.1 UST-JIT の円ヘッジ・ベースの収益率を計算するために、TTM スポット・レートの公表タイミングと一致する先渡レートを使用します。

 $\begin{tabular}{ll} USTJIT_MTDRORT_{(t)JPY}+\{[USTJIT_HGAMT_{(t)}\ x\ (FX_FWD_{(e,t)}-FX_SPOT_{(t)})]\ /\ USTJIT_MKV_{(m)JPY}\}\ x\ 100 \\ \end{tabular}$

なお、月中の先渡レートは、先渡レートの期間構造から導出されるのではなく、スポットと先渡レートの線形補完によって計算されます。

5.7 米ドルベースおよび円ベースの日次総合収益率

5.7.1 日次総合収益率は、当日と前日の月初来収益率を使用して計算されます。

 $\begin{aligned} & \text{USTJIT_RORT}_{(t)} = \left\{ \left[\left(1 + \text{USTJIT_MTDRORT}_{(t)} \, / \, 100 \right) \, / \, \left(1 + \text{USTJIT_MTDRORT}_{(t-1)} \, / \, 100 \right) \right] - 1 \right\} \, x \, 100 \\ & \text{USTJIT_RORT}_{(t)JPY} = \left\{ \left[\left(1 + \text{USTJIT_MTDRORT}_{(t)JPY} \, / \, 100 \right) \, / \, \left(1 + \text{USTJIT_MTDRORT}_{(t-1)JPY} \, / \, 100 \right) \right] - 1 \right\} \, x \, 100 \\ & \text{100} \end{aligned}$

FTSE Russell 11 of 13

^{付録 A} 追加情報

FTSE Russell の基本ルールで使用される用語については、次のリンクをご参照ください。

Fixed_Income_Glossary_of_Terms.pdf

本インデックスのさらに詳細な情報が必要な場合は、以下のメールアドレスまでお問い合わせいただくか、FTSE Russell のウェブサイトをご覧ください。

FTSE Russell クライアント・サービス info@ftserussell.com

ウェブサイト: www.lseg.com/ja/ftse-russell/

FTSE Russell 12 of 13

Disclaimer

© 2024 London Stock Exchange Group plc and its applicable group undertakings ("LSEG"). LSEG includes (1) FTSE International Limited ("FTSE"), (2) Frank Russell Company ("Russell"), (3) FTSE Global Debt Capital Markets Inc. and FTSE Global Debt Capital Markets Limited (together, "FTSE Canada"), (4) FTSE Fixed Income Europe Limited ("FTSE FI Europe"), (5) FTSE Fixed Income LLC ("FTSE FI"), (6) FTSE (Beijing) Consulting Limited ("WOFE"), (7) Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited ("RBSL"), (8) Refinitiv Limited ("RL") and (9) Beyond Ratings S.A.S. ("BR"). All rights reserved.

The FTSE US Treasury STRIPS Principal 25+ Years Index – Japanese Investment Trust is calculated by or on behalf of FTSE International Limited or its affiliate, agent or partner. FTSE International Limited is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority as a benchmark administrator. Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority as a benchmark administrator.

FTSE Russell® is a trading name of FTSE, Russell, FTSE Canada, FTSE FI, FTSE FI Europe, WOFE, RBSL, RL and BR. "FTSE®", "Russell®", "FTSE Russell®", "FTSE4Good®", "ICB®", "WMR™", "FR™", "Beyond Ratings® and all other trademarks and service marks used herein (whether registered or unregistered) are trade marks and/or service marks owned or licensed by the applicable member of LSEG or their respective licensors and are owned, or used under licence, by FTSE, Russell, FTSE Canada, FTSE FI, FTSE FI Europe, WOFE, RBSL, RL or BR.

All information is provided for information purposes only. All information and data contained in this publication is obtained by LSEG, from sources believed by it to be accurate and reliable. Because of the possibility of human and mechanical inaccuracy as well as other factors, however, such information and data is provided "as is" without warranty of any kind. No member of LSEG nor their respective directors, officers, employees, partners or licensors make any claim, prediction, warranty or representation whatsoever, expressly or impliedly, either as to the accuracy, timeliness, completeness, merchantability of any information or LSEG Products, or of results to be obtained from the use of LSEG products, including but not limited to indices, rates, data and analytics, or the fitness or suitability of the LSEG products for any particular purpose to which they might be put. The user of the information assumes the entire risk of any use it may make or permit to be made of the information.

No responsibility or liability can be accepted by any member of LSEG nor their respective directors, officers, employees, partners or licensors for (a) any loss or damage in whole or in part caused by, resulting from, or relating to any inaccuracy (negligent or otherwise) or other circumstance involved in procuring, collecting, compiling, interpreting, analysing, editing, transcribing, transmitting, communicating or delivering any such information or data or from use of this document or links to this document or (b) any direct, indirect, special, consequential or incidental damages whatsoever, even if any member of LSEG is advised in advance of the possibility of such damages, resulting from the use of, or inability to use, such information.

No member of LSEG nor their respective directors, officers, employees, partners or licensors provide investment advice and nothing in this document should be taken as constituting financial or investment advice. No member of LSEG nor their respective directors, officers, employees, partners, or licensors make any representation regarding the advisability of investing in any asset or whether such investment creates any legal or compliance risks for the investor. A decision to invest in any such asset should not be made in reliance on any information herein. Indices and rates cannot be invested in directly. Inclusion of an asset in an index or rate is not a recommendation to buy, sell or hold that asset nor confirmation that any particular investor may lawfully buy, sell or hold the asset or an index or rate containing the asset. The general information contained in this publication should not be acted upon without obtaining specific legal, tax, and investment advice from a licensed professional.

No part of this information may be reproduced, stored in a retrieval system or transmitted in any form or by any means, electronic, mechanical, photocopying, recording or otherwise, without prior written permission of the applicable member of LSEG. Use and distribution of LSEG data requires a licence from LSEG and/or its licensors.

